

令和3（2021）年度

那須塩原市食育・地産地消推進計画
年次報告書

那須塩原市
令和4年10月

はじめに

「食育」とは、平成 17（2005）年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

また、「地産地消」とは、平成 22（2010）年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費することとしています。

本市では、令和元（2019）年 12 月に、「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定しました。それまでも全国有数の農業生産地である強みを生かした食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応するため、新たに策定した計画です。計画の期間は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間です。毎年度、進捗状況の把握・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、事業を実施していきます。

本書は令和 3（2021）年度に行った事業の評価を、年次報告書としてまとめたものです。この報告書をもとに各事業の更なる向上を図り、食育・地産地消を推進していきます。

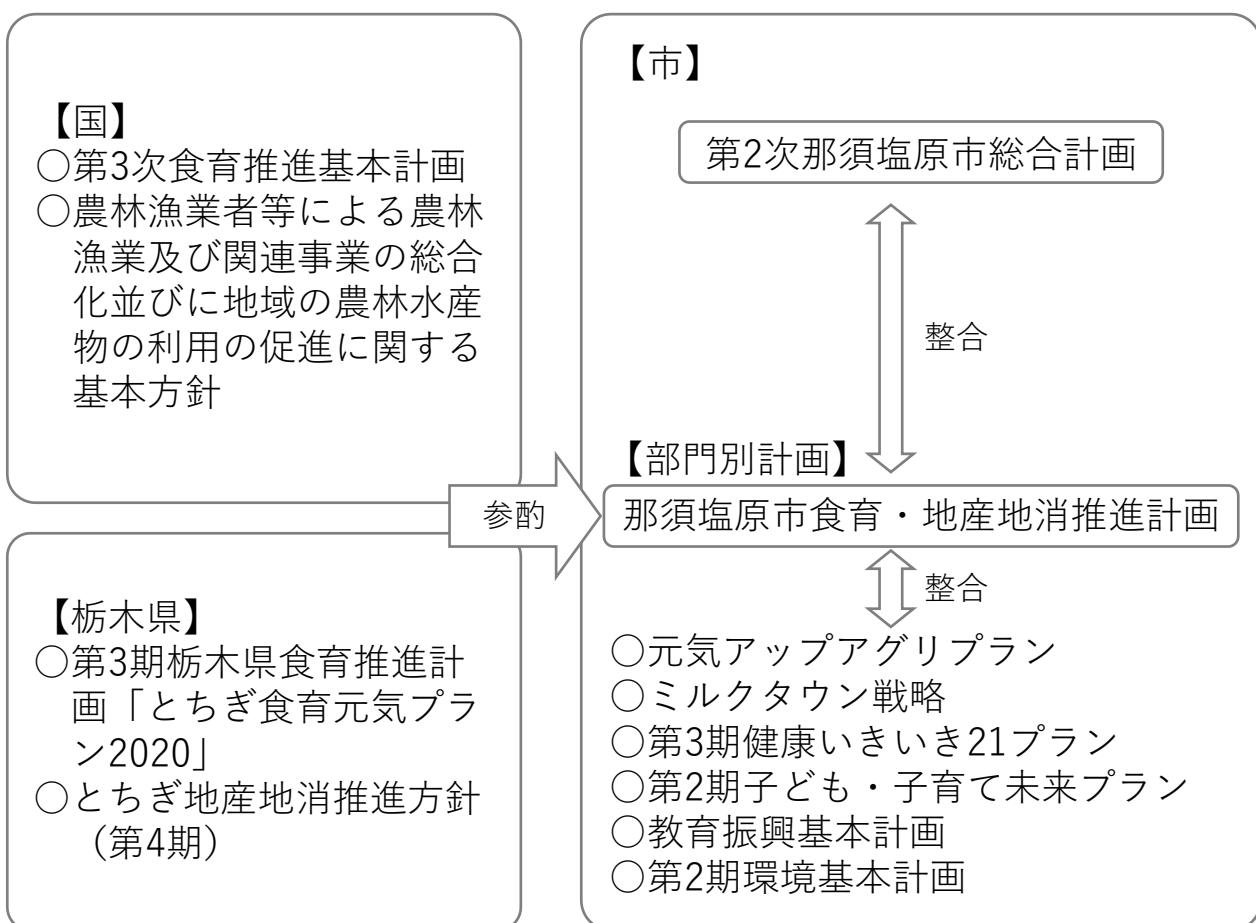
目次

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 計画の基本方針	2
「食育・地産地消関連事業」の令和3年度実績評価について	3
1 評価方法	3
2 評価結果	3
目標1 自然や食に感謝する心を醸成します	3
目標2 食を通した健康づくりを推進します	3
目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します	4
目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します	4
食育月間の制定について	18
資料1 那須塩原市食育推進条例	19
資料2 令和3年度食育・地産地消関連事業一覧	25

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要

1 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定にあたっては、国及び栃木県の上位計画を参照し、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図りました。



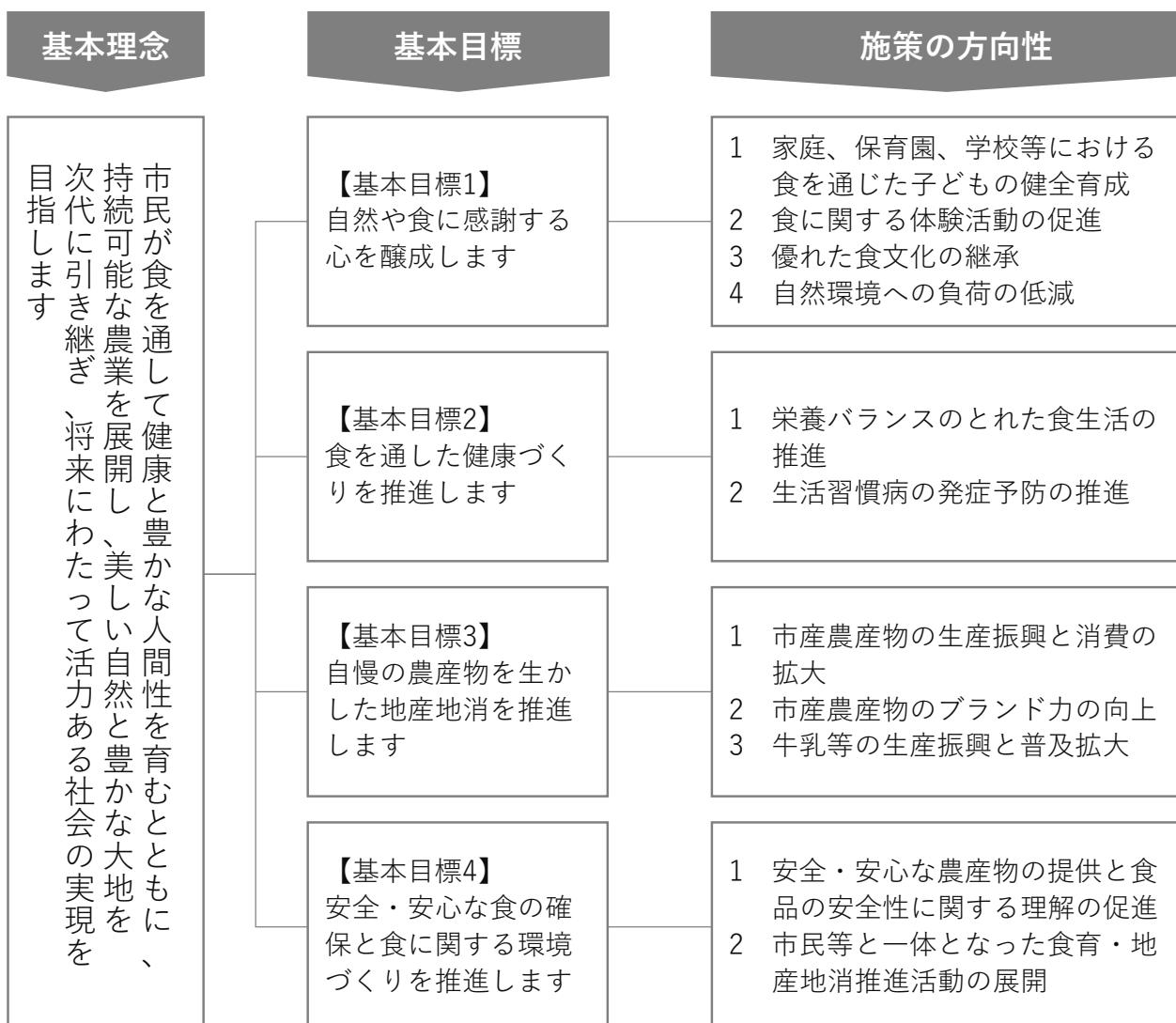
2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年の計画です。

ただし、社会情勢の変化等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。



「食育・地産地消関連事業」の令和3年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、各事業の担当課が自己評価を行った結果を基に、「食育・地産地消推進庁内検討会議」で、基本施策ごとの達成度についての委員評価を行いました。その後、「那須塩原市食育推進会議」に諮り、総合評価を決定しました。

【評価基準（達成度）】

A：達成できた B：おおむね達成できた C：達成できなかった D：実施していない

2 評価結果

目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
(1)	28	22	2	6	2	7	0	0	B	B
(2)	25	7	0	3	3	5	1	0	B	
(3)	11	5	0	2	4	5	0	0	B	
(4)	4	1	0	0	5	4	0	0	A	

目標2 食を通した健康づくりを推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	4	1	0	6	2	7	0	0	B	B
2	7	5	1	1	0	9	0	0	B	

目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	1	4	1	0	0	9	0	0	B	B
2	1	1	0	0	2	7	0	0	B	
3	4	1	1	1	2	7	0	0	B	

目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	4	0	0	0	7	2	0	0	A	A
2	1	0	0	0	7	2	0	0	A	

目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成	B

目指す方向

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- 子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

<定性評価>

- ・コロナ禍で実施できなかった事業もあったが、感染症対策や事業規模を縮小するなど工夫しながら実施した。
- ・学校給食を活用した食育の取組では、給食一口メモや様々な国の料理・地場産物を献立に取り入れるなど、子どもに対して、食への関心を高めることができた。
- ・「共食」の推進については、食べる楽しみを実感してもらうことや給食を生きた教材として活用すること、食事のマナーを習得させることはできたものの、コロナ禍の制限により黙食だったため、楽しい会食の雰囲気は味わえていないことが課題である。

<定量評価>

項目	基準 (平成27年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合（小学5年生・中学2年生）	小学生： 86.3% 中学生： 76.5%	該当データ なし	小中学生 85.2%	生活習慣アンケート調査等 結果報告	小学生： 100% 中学生： 100%
肥満傾向（カウプ指数1.8以上）にある幼児の割合（3歳児）	4.2%	5.0%	3.2%	3歳児健診 結果	4.0%以下

※カウプ指数=体重(g)÷(身長(cm)×身長(cm))×10

基本施策（2） 食に関する体験活動の促進	評価 B
-------------------------	--------------------

目指す方向

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

<定性評価>

- ・保育園では 7 か所の公立保育園で自園の畠で野菜の栽培、実食をとおして、食材への興味・関心を広げることができた。
- ・保育園の「調理室見学」では感染予防のため、調理員と園児の接触を避けるため講話はできなかった。調理室の様子はいつでも見ることができる環境にあるため、クラスの保育の中で隨時実施した。
- ・市民農園は農園区画の 90%を確保し、農地の有効利用や都市農村交流を図ることができた。
- ・市民農園の開設数を上げていくといった課題は残っている。
- ・「学校農園事業」では、コロナ禍の制限もあり、収穫後に学校内で調理を行うことができない小学校もあった。その中でも、家庭で実施するようお願いをしたなどの工夫が見られた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
市民農園（ふれあい農園）の開設数	14 か所	14 か所	13 か所	那須塩原市農業公社経営状況報告書	16 か所
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	20 校	20 校	20 校	学校農園開設支援事業実績	全校

基本施策（3） 優れた食文化の継承	評価 B
----------------------	--------------------

目指す方向

○日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

<定性評価>

- ・学校給食において、しもつかれ、開拓汁、巻狩汁といった栃木の郷土料理に加え、全国各地（北海道、秋田、宮城、奈良、愛媛、宮崎、長崎など）の郷土料理を提供し、食と文化の結びつきを図った。
- ・農村生活研究グループにおいては、令和2年度までコロナウイルス感染症の観点から全事業を実施していなかったが、令和3年度からは徐々に活動を再開できた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
農村生活研究 グループ協議 会の年間活動 数	17事業	0事業	4事業	那須塩原市 農業公社 経営状況 報告書	20事業

基本施策（4） 自然環境への負荷の低減	評価 A
------------------------	---------

目指す方向

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、自然環境への負荷の低減を図るため循環型社会の構築を目指します。
- 市民一人一人が、残さず食べる習慣を身に付けること、作り過ぎや必要以上に購入しないなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取組を推進します。

<定性評価>

- ・生ごみ処理容器に比べ、機械式生ごみ処理機への補助が増加している。令和3年度は予算の上限額に達する申請があり、本制度が普及してきていることが伺える。
- ・廃棄食品削減の取組も併せて実施することで、より効果的なごみ減量化を図る必要がある。
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業では、コロナ禍で従来行っていた説明会を行うことはできなかったものの、文書配布や個別説明等により問題なく実施できた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
環境保全型 農業	1,152.6ha	1,154.1ha	1,109.7ha	環境保全型 農業直接 支払い交付金 事務実績	1,250.0ha

目標2 食を通した健康づくりを推進します

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
栄養バランスのとれた食生活の推進	B

目指す方向

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じて健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- 家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

<定性評価>

- ・管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談に関しては、集団指導を個別相談に切り替えて実施するなど、コロナ下でできる対応を柔軟に取れたものもあったが、集団健診時に予定していたものはほぼ中止となった。
- ・妊婦と家族の健康的な食生活の実践を行う母親学級も管理栄養士による集団指導であるため中止となっている。個別相談に切り替えるなどの工夫が必要となっている。

<定量評価>

項目	基準年 (平成27年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の人がほぼ毎日の人の割合	31.1%	該当データなし	38.1%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	40%以上
毎日野菜をたっぷり（1日小鉢5皿、350g程度）食べる人の割合	27.4%	該当データなし	28.6%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	32%以上

基本施策（2） 生活習慣病の発症予防の推進	評価 B
--------------------------	---------

目指す方向

- 市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取組みます。
- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

<定性評価>

- ・保育園を中心にお便りの配布を通して保護者への意識向上に努めた。
- ・保育園での園児の体格評価に関しては、実施することはできたものの、家庭での改善に向けた取組支援が課題となっている。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定期)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
市民の 健康寿命	男性：79.26歳 女性：84.03歳 (平成28年度)	該当データ なし	該当データ なし	栃木県 策定期	健康寿命の 延伸
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	19.6% (平成27年度)	該当データ なし	18.3%	生活習慣 アンケート 調査等結果 報告書	25%以上

目標3　自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
市産農産物の生産振興と消費の拡大	B

目指す方向

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- 消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

<定性評価>

- ・初期投資が大きいことから新規就農へのハードルが高い畜産農家への制度利用を支援した。
- ・農産物直売所の再整備は、アドバイザーの意見を取り入れながら農畜産物の高付加価値化に向けた施設整備を計画した。
- ・学校給食への市産農産物の利用拡大については、豚熱の発生により、市内産の豚肉が使えなかったことが要因の一つとして影響し、昨年度実績の21.3%から減少する結果となつた。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定期)	令和 2 年度	令和 3 年度	データ元	目標 (令和 6 年度)
認定農業者数	629 人 (平成 30 年度)	614 人	616 人	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	700 人
年間の 農業算出額	367 億円 (平成 29 年度)	444 億円 (令和元年度)	456 億円 (令和 2 年度)	市町村別 農業算出額	388 億円
学校給食に おける市産 農産物の 使用割合	20.7% (平成 30 年度)	21.3%	17.9%	栃木県の学校 給食関係 諸調査	25.0%
農産物直売所 の販売額	11.6 億円 (平成 30 年度)	11.0 億円	12.1 億円	農産物直売所 設置状況調査	13.6 億円

基本施策（2）	評価
市産農産物のブランド力の向上	B

目指す方向

○市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

<定性評価>

- ・ONSEN・ガストロノミーウォーキングにおいて、那須塩原ブランド認定品を中心とした飲食物を提供した。参加者アンケートでは高い満足度を示し、市の魅力発信につながった。
- ・那須塩原ブランド認定事業としては、冊子やポスターのリニューアルによる市内外へのPRや、白金台にある八芳園イベントスペースにて、農畜産物PRを実施したこと、これまでPRできていなかった層へのアプローチができた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
那須塩原 ブランドの 認定品数	23品目	25品目	25品目	那須塩原 ブランド 認定実績	30品目
(再掲) 農産物直売所の 販売額	11.6億円	11.0億円	12.1億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6億円

基本施策（3） 牛乳等の生産振興と普及拡大	評価 B
--------------------------	--------------------

目指す方向

○生乳生産本州一のまちと牛乳や乳製品を組み合わせた消費拡大や普及啓発を図りながら、魅力ある酪農のまちづくりを推進します。

<定性評価>

- ・オリジナル乳製品の研究開発については、拓陽キスマイルが厚生労働省の「地域発！いいもの」に県内で初めて選定された。新聞や情報誌でも取り上げられるなど、食育活動が改めて評価された。
- ・本市の畜産業の維持、発展のための自衛防疫の推進及び支援や、生産能力の高い優良雌牛の導入拡大のための支援事業を着実に実施した。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
年間の生乳 生産量	157.152 t	167.626 t	189.023 t	生乳生産量 調査	160.000 t
(再掲) 年間の 農業算出額	367 億円	444 億円	456 億円	市町村別 農業算出額	388 億円

目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
安心・安全な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進	A

目指す方向

- 安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）※の取組や有機農業の取組を推進します。
 - 生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
 - 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努めます。
- ※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

<定性評価>

- ・市民に安心してもらえるよう家庭菜園等の農産物や給食食材の放射能測定を実施した。
- ・保育園給食衛生管理研修会について、1会場での実施予定であったが、2会場に分け実施するなど、参加しやすさを考慮することができた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
(再掲) 環境保全型農業	1,152.6ha	1,154.1ha	1,109.7ha	環境保全型農業 直接支払い 交付金事務実績	1,250.0ha
(再掲) 農村生活研究グループ協議会の年間活動数	17事業	0事業	4事業	那須塩原市 農業公社 経営状況報告書	20事業

基本施策（2） 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開	評価 A
-------------------------------------	---------

目指す方向

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

<定性評価>

- ・10月を市食育推進月間と定め、時期については、庁内検討会議、食育推進会議の意見等を参考にしながら検討を行い、定めることができた。市民や事業者等に対する周知・啓発が課題である。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	データ元	目標 (令和6年度)
(再掲) 農村生活研究 グループ協議 会の年間活動 数	17事業	0事業	4事業	那須塩原市 農業公社 経営状況報告書	20事業

食育月間の制定について

令和3(2021)年4月1日に施行された那須塩原市食育推進条例第15条に基づき、食育の推進に関する活動を推進するため、本市独自の「食育月間」を制定しました。

1 趣旨

市や関係団体等が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら食育の普及に重点的かつ効果的に取組むことにより、食育及び地産地消についての市民の理解促進を図る。

2 期間

市民が地場食材に対する親しみや感謝の気持ちをより持つことができるよう、地場農産物が豊富に収穫される10月（10月1日から10月31日まで）とする。

3 実施機関

那須塩原市及び食育月間の趣旨に賛同する団体等

4 実施内容

- (1) 市広報誌、市ホームページ、みるメール等を活用した周知、啓発
- (2) 庁内関係課事業をまとめてのPRの実施

※保育園関連事業、小中義務教育学校関連事業、公民館関連事業等

- (3) 地産地消に関するイベント等の開催（来年度以降）

5 参考 国及び県の食育推進月間

国：6月

県：10月

資料1 那須塩原市食育推進条例

令和3年3月1日条例第2号

那須塩原市食育推進条例

「食」は、命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、人が生涯にわたって健全な心身を培うための食習慣づくりが極めて大切であるとしている。

しかし、近年栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産、流通、消費及び廃棄の変化に伴う地域内経済環境の悪化と自然環境への影響、地域の食文化の衰退など様々な問題が生じている。このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人一人が様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、食育を推進していくことが重要である。

ここに本市は、食に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者等の協働により食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働の在り方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、もって生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。

- (2) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (4) 生産者 農業、畜産業又は水産業（以下「農業等」という。）を営む者その他の農産物等の生産に係る者をいう。
- (5) 地産地消 地域で生産された農産物等をその地域で消費することをいう。

（基本理念）

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

- 2 食育は、食生活は自然の恩恵及び食に係る人々の様々な活動に支えられていることについて、市民の感謝の思いや理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。
- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市民の食に関する知識と理解が深まり、健全な食生活が実践できるよう、国、県その他の関係機関と連携して推進されるものとする。
- 4 食育は、地域において伝えられる優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に継承されるよう配慮して推進されるものとする。
- 5 食育は、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、地域の農産物等への市民の理解が深められ、食料を生産し、消費する地産地消の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、自然を大切にする心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への影響について、市民の意識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。
- 7 食育は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食に関する活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として推進されるものとする。

8 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育等を行う者にあっては、教育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
- 3 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等及び生産者との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関し、知識と理解を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 父母その他の保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 食物、栄養等に係る教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 教育関係者等は、食育についてより深く探求し、広く地域の食育の普及と実践に主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第7条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。
- 3 食品関連事業者等は、循環型社会の実現が図られるよう食品廃棄物の発生の抑制、再生利用その他の環境に配慮した食育の普及に努めるものとする。

(生産者の役割)

第8条 生産者は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恵み及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等及び食品関連事業者等と連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

- 2 生産者は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び提供に努めるものとする。

(食育推進計画)

第9条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食育に関する基本方針
 - (2) 食育の推進に関する目標
 - (3) 食育の推進に関する施策
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

(心身の健康に関する施策の推進)

第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持及び増進を図るため、講座、情報提供等の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(豊かな心を育む施策の推進)

第 11 条 市は、子どもの豊かな心を育むため、食に関する体験活動の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性等が確保されるための施策の推進)

第 12 条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるよう、食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 13 条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消を推進するため、地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

第 14 条 市は、自然を大切にする心が育まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、食品廃棄物の発生抑制等による環境に配慮した食生活の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進活動の展開)

第 15 条 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者その他食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら展開されるようにするとともに、食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進会議)

第 16 条 法第 33 条第 1 項の規定により、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の策定及び実施に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 17 条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料2 令和3年度食育・地産地消関連事業一覧

基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	学校農園開設支援事業	農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、健全な食生活習慣の習得による健全な肉体や精神を醸成し、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。	市内小中学校及び義務教育学校の学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。	継続
2	農務畜産課	生産者による学校給食訪問	生産者が学校給食への地元産野菜の供給実態を理解し、生産者と児童との交流による地産地消や食育、地域農業への理解促進を図る。	生産者が学校給食の時間に訪問し児童と交流を行う。	継続
3	健康増進課	乳幼児健康診査 (4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談	継続
4	健康増進課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
5	健康増進課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※R3：新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続
6	健康増進課	小児肥満予防事業	望ましい食習慣をはじめ生活習慣の獲得を目指す 将来の生活習慣病予防	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児歯科検診にて望ましいおやつの習慣について確認 ・3歳児健康診査と育児相談における管理栄養士、保健師による個別相談 ・4歳頃、生活習慣振り返りの手紙を送付（必要時） ・3歳時、5歳時に肥満傾向児に生活習慣振り返りの手紙を送付 	継続
7	教育総務課	試食会 親子給食会	学校給食を保護者に喫食してもらうことで、児童生徒が普段どのような給食を食べているかを知ってもらい、給食への理解を深めてもらう。	学年部会行事などを利用して親子で給食を喫食する。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
8	教育総務課	学校給食共同調理場見学受入	普段食べている給食がどのような形で作られているかを知ることで、生産者、栄養士、調理員などへの感謝の心を育み、また、食への関心を高めてもらう。	社会科見学など学年に応じた指導内容の下、調理場の見学を行う。	継続
9	教育総務課	学校給食を活用した食育の取組	学校給食法には、学校給食は単なる食事という意味にとどまらず、教育活動の一環であることが示されている。社会性や食文化等を学べるよう学校給食を活用し、様々な食材や料理に触れる機会を提供する。	様々な国の料理や地場産物などを献立に取り入れ、その献立が児童生徒の食育の推進につながるようパンフレットや教材動画などを作成し、併せて提供する。	継続
10	黒磯小	食育の推進	食に関する指導を通して、食に関する興味関心の向上や、食事のマナーを学ぶ機会としていく。	食の大切さや食事のマナーを学ぶ機会として、学校共同調理場との連携による食育指導	継続
11	稻村小	1年～6年、特別支援学級 栄養教諭による食育授業	自分の食生活を振り返り、食に関する理解を深める。	発達の段階に応じた食に関する授業の実施	継続
12	鍋掛小	田植え・稻刈り	体験的な活動をとおして、豊かな人間性を育む。	学校側に田んぼを設置（地域の方よりお借りしている）	継続
13	大原間小	栄養教諭等による食育、栄養指導	食の専門家による指導を行うことで、食物への理解を深める。	授業で栄養教諭等をゲスト・ティーチャーに迎え、指導を行う。(全学年)	継続
14	大原間小	地元農家への収穫体験	地元農家でリンゴ狩りを体験することで、地域への理解を深める。	リンゴ狩り体験を行う。	継続
15	大原間小	地元産の食物を使用した調理体験	地元産の米・牛乳を使用して調理体験を行うことで、食と地域の農業に対する関心と理解を深め、健全な食生活の習得と地産地消の推進を図る。	講師による食育の話を聞き、おにぎり作り、バター作りを行う。	新規
16	波立小	農園活動（サツマイモ、枝豆）	農園活動をとおして勤労の尊さを体得させるとともに、作物を育てる楽しさや大切さ、収穫の喜びを味わわせる。	農園活動として、サツマイモ、枝豆の苗を植え、収穫をする。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
17	波立小	5年 米作り	田植えや稲刈りなどの活動をとおして、作物を育てることの大変さや収穫の喜びを味わわせる。	地域の方の協力を得ながら、5月に田植え、10月に稲刈りを行う。	継続
18	高林小	食に関する指導の実施	栄養教諭が食に関する指導を行うことで、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。	栄養教諭による、食に関する指導	継続
19	青木小	食に関する指導	正しい食事のあり方、食事の重要性、地域の産物、食文化や食に係る歴史について理解する。	担任と調理場栄養教諭で食育、栄養指導に関する授業を行う。	継続
20	三島小	食に関する指導 「どんな食べ方がいいのかな」	・食事のマナーを身に付けさせ、感謝して食べる態度を育てる。 ・食べ物の働きや必要性について理解する。	栄養教諭による食に関する指導	継続
21	三島小	食に関する指導 「野菜のパワーを知ろう」	・嫌いな野菜でも食べようとする態度を育てる。 ・野菜は体に入って、どのような働きをするのか理解する。	栄養教諭による食に関する指導	継続
22	三島小	食に関する指導 「好き嫌いしないで食べよう」	・3つのグループの食品とその働きを学習する。 ・保健体育の「育ちゆく体とわたし」につなげる。	栄養教諭による食に関する指導	継続
23	三島小	食に関する指導 「よくかんで食べよう」	・生涯を健康に過ごすために、噛むことの役割・重要性を理解する。 ・毎日の食事をよく噛んで食べる習慣を身に付ける。	栄養教諭による食に関する指導	継続
24	三島小	食に関する指導 「バイキングの望ましい食べ方」	主食、主菜、副菜を自分で考えて選び、食べることができるようになる。	栄養教諭による食に関する指導	継続
25	三島小	食に関する指導 「朝食と体の関係」	朝食の重要性を理解し、毎日栄養バランスのとれた朝食がとることができるようにする。	栄養教諭による食に関する指導	継続
26	南小	栄養教諭による食育、栄養指導	食の大切さや、食事のマナーなどを学ぶ。	栄養教諭による食に関する指導を行う。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
27	西小	さつまいもの栽培	作物を育てる人の苦労に気づき、食に対する感謝の気持ちを持つ。	学校農園でサツマイモを栽培する。	継続
28	閑谷小	学校栄養士による食育・栄養指導	食の大切さや、食に関する正しい知識を身につける。	担任との連携による食育授業	継続
29	大貫小	地場産物を利用した学校給食の提供	児童の地産地消に対する理解推進を図る。	地場産物を多く利用した給食を提供する。	継続
30	大貫小	学校農園	全学年児童が縦割り班活動で、また隣接した保育園児と共に、学校農園を使ってサツマイモ等の栽培収穫を行い、学年や校種を超えた交流を深める。	収穫したサツマイモ、ジャガイモ、カボチャなどを使って調理実習を行う。また給食の材料としても活用する。	継続
31	横林小	食に関する指導	食の大切さや食事のマナーなどについて学び、食への興味・関心を深める。	栄養教諭・学校栄養職員による「食に関する指導」の実施	継続
32	黒磯中	お弁当日の実施	学校公開日に、自分のお弁当を作ることをとおして、お弁当の作り方や注意することについて理解を深める。	学校公開日に、自分や保護者と一緒に自分のお弁当を作ることをとおして、お弁当作りや献立について理解を深める。 栄養教諭の先生から事前に指導をいただき、その実践を学校公開日に行う。	継続
33	黒磯北中	給食の献立	地域の農産物を生かした地産地消の推進	年間を通して、市産農産物を使用した給食の提供（給食だよりや放送一口メモによる給食で使用した市産農作物のPR）	継続
34	厚崎中	家庭科の授業	成長期に必要な栄養素や食品についての指導をとおして、正しい知識や食に関する関心、感謝の気持ちをもたせる。	授業の実践 ・食事の役割と食習慣（1年生） ・中学生に必要な栄養を満たす食事（1年生） ・さまざまな食品とその選択（1年生） ・日常食の調理（2年生） ・地域の食文化（2年生）	継続
35	厚崎中	リクエスト献立の実施	成長期に必要な栄養素を取り入れた献立を考えることをとおして、食に関する関心を高める。	クラスごとに、献立を作成	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
36	厚崎中	給食指導	日々の給食指導や給食便りの発行をとおして、正しい食習慣を身に付けさせ、地場産の食材に関心をもたせる。	・給食便りや給食献立表を発行し、食に関する情報を発信 ・給食時の放送による栄養指導 ・食事の手本となる給食の実施 ・衛生安全の指導の徹底	継続
37	日新中	給食一口メモ	当日の給食の食材について放送することで、食を通じて子どもを育成する。	当日の給食に入っている、旬の食材や地元でとれた食材についての「給食一口メモ」を作成し、それを給食時の放送で伝える。	継続
38	東那須野中	栄養教諭による食育指導	1年生から3年生の成長過程に合わせた内容を、給食の時間等を利用し、リモートで伝え関心を高める。	・食の専門家である栄養教諭から、食の大切さや成長に必要な栄養素等を直接伝える。 ・栄養教諭来校時に給食の配膳方法や食事のマナー、片付け方等を確認する。	継続
39	東那須野中	給食ができるまで	給食がどのような場所でどのように作られるか等、給食について理解を深める。	調理場から、リモートで給食を作る様子を伝えることで、給食ができるまでの様子を知り、感謝する心を養う。	新規
40	東那須野中	給食センターへ感謝の手紙を届ける	調理員の方に対して、感謝の気持ちを養う。	小中学校と今までお世話になっていた調理員の方に対して感謝の気持ちを伝える。	継続
41	高林中	給食の献立内容や給食づくりについての紹介	地域の郷土料理の紹介及び食事を作ってくれる方への感謝の気持ちを養う。	給食の時間に放送をとおして、地域の郷土料理や、日本に伝わる和食の献立を取り入れ、子供たちに伝える。また、作ってくれる方への感謝の気持ちを養う。	継続
42	筈根中	食育の推進	食に関する正しい知識や、食に感謝する心を身に付ける。	食に関する指導計画に基づいた食育	継続
43	筈根中	食育の推進	食に関する正しい知識や、食に感謝する心を身に付ける。	自校給食を生かした地産地消（地元の野菜）の啓発	継続
44	筈根中	食育の推進	食に関する正しい知識や、食に感謝する心を身に付ける。	生徒委員会主催による調理員さんへの感謝の会の開催	継続
45	塩原小中	学校からの情報提供	献立予定表、給食だよりをとおして家庭との連携を図る。	食材について、栄養について、郷土食、行事食など	継続
46	塩原小中	食育月間	廊下の掲示物で周知する。	かみごたえのある食材、カルシウムの多い食材、夏野菜を多く使用する	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
47	東原小	「共食」の推進	自然や食に感謝する心を醸成する。	・子どもたちが共に食事をとることで、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心を向上させ食事のマナーを習得させる。 ・給食を生きた教材として活用しながら、食に関する正しい知識や食に関する心を身に付けさせる。	継続
48	東原小	学校給食共同調理場などによる食育の推進	調理場と連携して食育授業に取り組む。	・栄養教諭による、食育、栄養指導 ・場長や栄養教諭による学校給食訪問 ・年中行事に合わせた給食や郷土食の提供による食育の推進	継続
49	豊浦小	学校における食育の推進	食育活動を通じて食の大切さや食事マナーなどを学ぶ。	栄養教諭による食育、栄養指導	継続
50	槐沢小	栄養教諭による食育指導	学年に応じた食育指導を学級活動の時間に実施することで、食に対する理解を深める。	講師として三島中学校の栄養教諭を招き、専門的な視点から助言を頂きながら授業を行う。	継続
51	槐沢小	第2学年生活科校外学習での学校給食調理場の見学	自分たちの生活を支える公共の施設を見学し、様々な仕事に関心をもつと共に、感謝の心を育む。	学校給食調理場を見学し、普段食べている給食がどのように作られているのかを知る。	継続
52	槐沢小	第2学年生活科校外学習での町探検	自分たちの生活と身近な地域の様子や商業施設などを見学し、地域の様子や様々な仕事に関心をもつと共に、感謝の心を育む。	飲食店を含めた近隣の商業施設や地域の様子を見学する。	継続
53	槐沢小	生活科での野菜や花の栽培	植物の栽培をとおして、収穫の楽しさを味わう。	第1学年はアサガオなどの花の栽培、第2学年はミニトマトなどの野菜の栽培学習をとおして、自然愛護の心を育むと共に、栽培の楽しさを味わわせる。	継続
54	槐沢小	第5・6学年家庭科での食に関する学習	家庭調理の基礎基本を学び、自己の生活に生かす態度を育む。	動画視聴や食を用いない調理体験をとおして、お米の炊き方やみそ汁物の作り方、野菜のゆで方などを学び、家庭で実践できるようにする。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
55	槐沢小	親子育成会行事 「田植え体験」「稻刈り体験」	学校農園の水田で餅米を育て、 育成会単位で苗植えや収穫を行 い、米作りの楽しさを味わう。	学校農園の田んぼに親子で足を 踏み入れ、米作りの体験を行う。 5月の田植えは1～3年生の児 童、10月の稻刈りは4～6学 年の児童で行う。	継続
56	大山公民館	少年教室 「おおやま体験塾」	市の農産物である牛乳を使っ た、体に優しいおやつ作りや、お やつのとりかた、栄養バランス について学ぶ。	お菓子づくり教室	継続
57	公立保育園	調理室見学	給食で使用される食材への興味 関心や調理してくれた人への感 謝の気持ちを持たせる。	・食材の展示 ・調理室の様子の見学 ・調理師による講話	継続

2 食に関する体験活動の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	市民農園の設置	市民農園を開設し運営することで、都市農村交流を深める。(農地所有者と農園利用者との交流)	市内 14箇所に市民農園(ふれあい農園)を設置。	継続
2	稻村小	1・2年 生活科「やさいをそだてよう」	生命をもち成長していることに気付くとともに、収穫の喜びを体験する。	さつまいもやきゅうり、トマトなどを学校農園で育てる。	継続
3	東原小	学校農園や各自の植木鉢における農作業の体験	農作業の体験をとおして、農業に対する理解や、食への感謝の心を育む。	・プランターや植木鉢での野菜栽培 ・農園での野菜づくり	継続
4	共英小	食に関する指導	栄養教諭の共に食に関する授業を行うことで、自然や食に感謝する心を養う。	栄養教諭と打ち合わせをして、それぞれの学年の児童の成長段階に合ったテーマや授業内容を決め、担任と共に授業を行う。	継続
5	鍋掛小	部会行事（フルーツポンチ作り）	親子で調理・試食を行い、食への理解を深める	学年の部会行事で、親子で調理実習	継続
6	鍋掛小	部会行事（学校農園）	学校の農園を利用し、野菜を育て、収穫・調理を行い親子の交流を深めると共に食への理解を深める	学年の部会行事で、野菜を収穫し、親子で調理実習	継続
7	鍋掛小	生活科「野菜を育てよう」	学校の農園を利用し、野菜を育て、食への関心や理解を深める	学年の農園でさまざまな野菜を育て、収穫	継続
8	高林小	生活科における学校農園の設置	学校農園や個人の鉢で野菜を栽培することで、成長の様子に関心をもったり、大切に育てようとする心情を育てたりする。	ミニトマト、さつまいも、ジャガイモ等を栽培する。	継続
9	青木小	田んぼの学校 田植え 稲刈り	作物を作る苦労や喜びを知る、意欲的に働く態度の育成、自然に関する関心を高める。	学校の田んぼで、全学年で田植えや稲刈りを行う。	継続
10	青木小	おにぎり作り体験	地元で生産された米・牛乳を使用し、おにぎり作りを体験することによって、食と地域の農業に関する関心と理解を高める。	那須塩原市農村生活研究グループの協力を得て、4年生がおにぎりを作る。	継続
11	青木小	学校農園の開設支援	学校農園を開設し、児童が農作業の体験をとおして農業に対する理解や食への感謝の心をはぐくむ。	学校農園で、栽培した作物の収穫体験を行う。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
12	槐沢小	第1学年遠足 りんご狩り体験	自然と積極的にふれ合い、友達と仲良く過ごす態度を育む。	果樹園へ行き、自分で選んだりりんごを樹から直接収穫して、家庭に持ち帰る。	継続
13	槐沢小	勤労生産・奉仕的行事での農園活動の実施	5月にサツマイモを植え、10月に収穫することをとおして、自然や食に感謝する心を醸成する。	地域の方の協力の基、学校農園を設置。	新規
14	東小	2年生生活科 「野菜を育てよう」	野菜に関心をもつ。栽培活動の楽しさを味わう。主体的に活動する。	野菜を一人一鉢、植木鉢で栽培し、観察をする。	新規
15	東小	特別支援学級 「野菜を育てよう」	協力し合って働く喜びを味わわせる。	学級農園で育てたい野菜を育てたり、観察したりする。	新規
16	東小	5年生総合的な学習の時間「日本の食を見直そう」	身近な食に関心をもつ日本食や米作り、食糧自給率などに関心を広げる主体的に活動する。	一人一人テーマを設定し、調べたり、調べたことをまとめたりする。	継続
17	南小	学校農園の設置	農作業の体験をとおして食への感謝の心を育む。	学校農園を設置する。	継続
18	西小	米作り体験	地域の取り組みと連携して行うことと、交流を深める。	地域の「田んぼの学校」と連携し、米作り体験をする。	継続
19	閑谷小	学校農園の設置	学校農園で自らが栽培した農作物の収穫体験 農作業の体験をとおして農業に対する理解や食への感謝の心を育む。	校内に学校農園を設置	継続
20	閑谷小	米作りプロジェクト	地域生産者と児童・保護者の農業体験交流を深める。	5年生児童・保護者と地域生産者の連携による米作り	新規
21	大貫小	稻作体験	5・6年生児童が近所の水田を借りて、田植え、稻刈り体験を行うことで、地元の稻作農業について学ぶ。 (農地所有者と児童との交流)	収穫したもち米を使って調理実習を行い、試食する。 (おはぎ おこわ等)	継続
22	横林小	学校農園の設置	農作業の体験をとおして、農業に対する理解や食への感謝の心を育む。	学校敷地に学校農園を設置し、学年ごとに野菜を育てる。	継続
23	横林小	田植え・稻刈り体験	農作業の体験をとおして、農業に対する理解や食への感謝の心を育む。(農地所有者との交流)	学校近くの水田を借用し、田植えや稻刈り、脱穀等を体験する。 (例年、収穫した餅米で鏡餅作りを実施している)	継続
24	黒磯北中	家庭科の授業	地域の食材を使った料理を作ることで、地産地消への意識を高める。	1食分の献立を考え、それを地域の食材で作る。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
25	三島中	S D G s 農園活動	特別支援学級での作業学習の取り組みとして農園活動を行っている。地域で栽培されている作物を実際に栽培し、食することで食料の生産から消費に至るまでの学習に取り組んでいる。食育・家庭科の授業とタイアップしながら進めている。	学校農園を設置。	新規
26	塩原小中	筈川リフレッシュ大作戦	ふるさとを慈しむ心を育成。地域に根ざした学校を目指す。縦割り班活動をとおして豊かな心の醸成を図る。	除草作業、カジカ釣り、自然に関する学習など	継続
27	稻村公民館	子ども体験塾	作物を育てて収穫して食することをまで体験させ、食への興味を育て、自然に感謝することを学ぶ。	公民館敷地内の畑にさつま芋の苗を植え、収穫、焼き芋をして試食するまでを体験させる。	継続
28	公立保育園	自園の畑・プランターで野菜づくり	野菜の成長過程を観察し、触れる、収穫するなどの経験をとおして、食材への興味や関心を広げる。	野菜の苗(種)植えから育て、収穫までの成長過程を観察する。放射能測定検査の結果セシウムが基準値以下の場合は、給食で提供を行う。	継続
29	南保育園	野菜の収穫体験をする	野菜を作り観察し、収穫体験を通して、重さと香りを感じる。	食材への興味、関心を育てる。	継続
30	南保育園	地元の野菜で給食を作る	業者に協力してもらい、地元の野菜を納品してもらう。	業者に協力してもらい、地元の野菜を納品してもらう。	継続
31	なべかけ保育園	堆肥作り	健康な野菜は健康な土から育てられる。食は循環している事を知る。	野菜くず・草を利用した堆肥づくり	新規

3 優れた食文化の継承

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	教育総務課	学校給食での郷土料理の提供	児童生徒に自分が住んでいる地域の料理を提供することで、地域のことを知り、また、その良さを理解し地域への愛着や感謝の気持ちを育む。	日本の郷土料理などを献立に取り入れる。	継続
2	教育総務課	学校給食での行事食の提供	児童生徒に季節や行事にちなんだ給食を提供することで、食文化を大切にする気持ちを育む。	季節の料理などを献立に取り入れる。	継続
3	埼玉小	田植えの実施	田植え体験をとおして、勤労の喜びを味わわせるとともに、日本人の主食である米作りについて理解を深める。	地域の方の田を借りて田植えの体験をする。	継続
4	鍋掛小	社会科「わたしたちの県」栃木県の主な産物についての学習	栃木県は地形や自然を生かして農産物を生産している。どこで何を生産しているのかを知る。	栃木県の白地図に主な農産物をまとめる。	継続
5	鍋掛小	社会科「原野に水を引く」	那須野が原がどのように開拓されたのかを知り、先人の事業に感謝の気持ちをもつ。	授業においての学習。社会科見学(那須野が原博物館)での体験活動	継続
6	波立小	5年「感謝の会」	収穫したお米を調理し、米作りでお世話になった地域の方への感謝の気持ちを表す。	収穫したお米を炊飯し、おにぎりを作り、米作りを教えてくださった地域の方と収穫を祝う。	継続
7	関谷小	地産地消献立の実施	地域内の農産物を地域で消費する機会をとおして、郷土愛の醸成を図る。	学校給食における県内産・市内産農産物の使用	継続
8	高林中	そばフェスタ	「そば」という高林地区にある優れた食材と食文化に、生徒が体験をとおしてふれることにより、地域に根付く文化を理解し継承していくこうとする意欲と態度を育てる。	そば打ち名人のそば打ちの実演を観る。そば打ち名人の講話を聞き、その指導のもとで、生徒がそば打ちを体験する。	継続
9	塩原小中	地産地消	地元の農作物を使用する。	米、牛乳、ニラ、山うど、アスパラガス、だいこん、ブロッコリー、かぶ、きゅうり、キャベツ、高原ほうれんそう、ねぎ、春菊	継続
10	塩原小中	地産地消献立	地産地消献立の紹介をする。	地産地消献立を取り入れる	継続
11	塩原小中	地場産物調査	6月第3週は地場産物調査があるため、県産、国産を使用する。	アグリパル塩原、JAなすのから納品、県産小麦を使用したパンを使用する	継続
12	塩原小中	学校給食週間	県産物活用献立の紹介をする。	県産物活用献立を取り入れる。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
13	槐沢小	食育体験実践事業 「おにぎりづくり体験学習」	前半は食に関する講話を拝聴し、後半は地域の食材等を使っておにぎり作りをとおして地産地消や日本の食文化を学ぶ。	那須塩原市農村生活研究グループ協議会より講師を招き、第4学年を対象に実施する。	継続
14	槐沢小	給食委員会の児童による季節の行事食や地域の郷土料理、地域農産物を使った献立の校内放送の実施	給食委員会の児童が校内放送をとおして、給食で提供される季節の食文化や地域の郷土料理、農産物について紹介し、全校生への食の理解を促す。	季節の行事食や郷土料理「しもつかれ」、「春香うど」等の地域農産物を使用した給食献立について、給食委員会の児童が「給食一口メモ」や「給食クイズ」で紹介する。	継続
15	大山公民館	高齢者セミナー 「悠々大学」	調理実習を通して、日本の伝統的な食文化を学びながら、地域住民同士の交流を推進する。	・飾り巻きずしづくり教室 ・カルビー大人の食育教室	継続
16	公立保育園	年中行事に合わせた給食の提供	年中行事に合わせた行事食の提供を通じて、食と文化の結びつきに関心を持たせる。	・年中行事に合わせた行事食の提供 ・行事食の由来の説明	継続
17	農務畜産課	農村生活研究グループ協議会の活動支援	農業・農村における男女共同参画及び食育・地産地消を推進し、もって豊かでゆとりある農村型ライフスタイルの実現を目指す。	農業・農村における男女共同参画の推進、食育・地産地消の推進に係る事業に対し、支援を行う。	継続

4 自然環境への負荷の低減

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	環境保全型農業直接支払交付金事業	化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業者の営農活動を支援する。	化学肥料・化学合成肥料の栃木県の慣行基準の5割低減とともに、環境保全に効果の高い営農活動を行った団体に対し支援を行う。	継続
2	農務畜産課	資源循環型農業の推進	耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携を実施することで資源循環型農業を推進する。	耕畜連携を実施する耕種農家について交付金を交付する。	継続
3	鍋掛小	総合的な学習の時間	安全・安心な食の環境や食を通じた豊かな心を育む。	総合的な学習の時間での計画的な学習	継続
4	廃棄物対策課	生ごみ処理容器(コンポスト)及び機械式生ごみ処理機設置支援事業	家庭から排出される生ごみの堆肥化等を促進し、その減量を図る。	生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機を設置した者に対し、限度額の範囲内において購入費の一部を補助する。 また、機械式生ごみ処理機の購入を検討する者に対し、機器の無償貸出しを行う。	継続

基本目標2 食を通した健康づくりを推進します

1 栄養バランスのとれた食生活の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	高齢福祉課	地域づくり型介護予防事業	介護予防の3本柱 栄養・運動・社会参加の普及啓発	栄養士によるバランスの良い食事についての講話	継続
2	健康増進課	集団検診における食生活改善推進活動	食塩摂取や食事バランスに関する正しい知識、普及の啓発と住民の食生活の振り返り	・集団検診会場においてブースを設置、食生活改善推進員による普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続
3	健康増進課	10か月健診時における食生活改善推進活動	食塩摂取や食事バランスに関する正しい知識、普及の啓発と住民の食生活の振り返り	・10か月児健診会場で、汁物の塩分測定、食生活改善推進員による普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続
4	健康増進課	若い世代の健康教育	栄養や運動などの望ましい生活習慣について学び、自分自身の健康問題を振り返り、生活習慣の改善を働きかけることによって若い世代からの健康に対する普及啓発を図る。	・20～30代対象の午後の集団検診時、栄養や運動に関する普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
5	健康増進課	食生活改善推進員育成事業	地域における食を通じた健康づくりの担い手を育成する。	*新型コロナウイルス感染対策の為、総会、集合研修会は書面にて実施	継続
6	健康増進課	食生活改善推進員自主活動支援	健康いきいき21プランに基づいた市の健康づくりを推進する食生活改善推進員の活動を支援する。	*新型コロナウイルス感染対策の為、食生活改善推進員活動の縮小見合わせ	継続

2 生活習慣病の発症予防の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	なべかけ保育園	おなかがすく体験	じっくり遊ぶことで満足し様々な意欲につながる。	戸外遊びの充実	新規
2	公立保育園	食育だよりの発行	保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進する。	食育だよりや給食だよりを発行、配付する。	継続
3	公立保育園	体格の評価	肥満及びやせを評価し、改善へつなぐ。	・年2回、各園の園児の体格を評価 ・肥満、やせとなった園児について、給食見学や担当保育士との意見交換等の実施、保護者へのアプローチ	継続
5	大山公民館	高齢者セミナー 「悠々大学」	生活習慣の見直しや改善の必要性について理解し、生活習慣病の予防改善を図る。	講師による健康的な食生活を送るための講話	継続
6	大山公民館	高齢者セミナー 「悠々大学」	生活習慣の見直しや改善の必要性について理解し、生活習慣病の予防改善を図る。	講師による健康的な食生活を送るための講話	継続
7	健康増進課	[H30 新規] 30・35歳節目健診受診者に対する食習慣調査	生活習慣病発症予防および重症化予防のための食生活の振り返り	健診受診時に30歳35歳節目健診受診者が食習慣質問票(BDHQ)に記入し、食生活の課題を分析・評価した結果を返却	継続
8	健康増進課	健康相談会	生活習慣病発症予防および重症化予防	保健師、管理栄養士等による健康新相談。	継続
9	健康増進課	食生活相談	生活習慣病発症予防および重症化予防	希望者及び医療機関からの依頼のあった者に対する、管理栄養士による病態別の食生活相談	継続
10	健康増進課	30歳・35歳節目健診結果相談会	生活習慣病発症予防および重症化予防	30歳35歳節目健診受診者に対する保健師・管理栄養士による個別相談	継続

1・2 共通

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	健康増進課	健康セミナー (従来のメタボセミナー)	生活習慣病の発症予防・重症化予防のために働く世代と関わる機関と連携し、若い世代からの健康的な生活習慣の定着をさせる。	商工会と連携し、食事バランスや減塩等に関する普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
2	健康増進課	乳幼児健診 (4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談	継続
3	健康増進課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
4	健康増進課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※R3：新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続

基本目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	認定農業者の確保	各地域でのリーダー的な役割を果たす認定農業者を確保・育成することで地域農業の活性化を目指す。	認定農業者を目指す農業者へ農業関係機関と連携し認定農業者になるためのきめ細やかな支援・助言を行う。	継続
2	農務畜産課	農地集積化	地域内の分散した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化することで、担い手の農業経営基盤の強化を図る。	農地中間管理機構を経由して農地の貸し借りが成立した場合に農地の貸し手に対し交付金を交付する。	継続
3	農務畜産課	農業次世代人材投資 資金制度の活用	就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行うことで、担い手の育成・確保を図る。	次世代を担う農業者になることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経緯確立する資金を交付し、就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行う。	継続
4	農務畜産課	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業への取組支援	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援を行うことで、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進する。	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援する。	継続
5	農務畜産課	農産物直売所の再整備	中小規模農業者の販売拠点となる直売所の整備支援を行うことで、農作物の更なる流通・販売量の増加及び農業所得の向上を図る。	市が所有する2つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原）を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備する。	継続
6	教育総務課	学校給食への市産農産物の利用拡大	生産者の顔が見え、新鮮で安全安心な旬の食材を味わうことで、自分たちが住んでいる地域の身近な食材に愛着を持ち、地域の自然や産業への理解を深め、食に関する感謝の念を育む。	学校給食における市産農産物の使用割合向上の為、JAからの情報を基に、できる限り多くの種類の地場産物を献立に取り入れる。また、塩原単独調理校においては地元直売所からの食材が安定的に供給できるよう調整し積極的に使用する。	継続

2 市産農産物のブランド力の向上

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品の普及・拡大	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めるため、各種イベントに出店する。	継続
2	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品 PR 事業	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めるため、各種イベントに出店する。	新規
3	商工観光課	ONSEN・ガストロノミーウォーキング	その土地ならではの食や自然、歴史、文化そして温泉を歩きながら楽しむ ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施し、本市の魅力を発信することで、新たな観光客の獲得を目指す。	地元産食材を用いて ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施する。	継続

3 牛乳等の生産振興と普及拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	優良雌牛の導入支援	生産能力の高い優良雌牛の導入を進めることで牛乳の生産振興を図る。	生産能力の高い優良雌牛を導入する場合、その導入費用の一部を助成する。	継続
2	農務畜産課	家畜自衛防疫（予防接種助成）の強化	家畜自衛防疫体制を強化し、安定した牛乳の生産供給を行う。	家畜自衛防疫体制の強化を図るために、伝染性疾病対策費（予防接種）の一部を助成する。	継続
3	農務畜産課	牛乳消費拡大 PR キャラクター「みるひい」の利用促進	みるひいを活用し、生乳生産本州一の牛乳や酪農について、積極的に情報発信を行う。	広報やホームページ、イベント等でみるひいを活用し、情報発信を行う。	継続
4	農務畜産課	牛乳の日（9月2日）の普及促進	9（ぎゅう）と2（にゅう）の語呂合わせで、「那須塩原市牛乳の日」とし、イベントを開催する。	牛乳の日（9月2日）に当たり、牛乳や乳製品の消費拡大や普及啓発を図る。	継続
5	農務畜産課	飲食店やホテル、旅館等へ提供する創作料理の研究	牛乳を使用した創作料理を飲食店等に提供することで牛乳の消費拡大を図る。	酪農家に伝わる郷土料理を基本とした創作料理の研究に努める。 家庭で楽しめるチーズフォンデュ等のチーズを使用した料理（レシピ）の開発や普及促進を図る。	新規
6	農務畜産課	オリジナル乳製品の研究開発	豊富な生乳の資源と乳業基盤を活用し、新たなモノづくりを行うことで牛乳の消費拡大を図る。	栃木県立那須拓陽高等学校等と共同し、地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発 いちご・ぶどう由来の乳酸菌を使用したオリジナル乳製品の開発	継続

基本目標4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

1 安全・安心な農作物の提供と食品の安全性に関する理解の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	「食育推進会議」の設置	「食育・地産地消計画」の進捗管理及び着実な推進	左記計画の推進のため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「(仮称) 食育・地産地消推進会議」を設置する	新規
2	保育課	保育園給食衛生管理研修会	安心・安全な給食を提供する。	保育園給食関係者に対し、食品衛生や食中毒予防に関する給食衛生研修会を行う。	継続
3	生活課	食品の放射性物質簡易検査	家庭菜園などで収穫した野菜・果物や購入した食品の放射性物質簡易検査を無料で実施することにより、市民の不安解消を図り、消費生活の安定と向上に寄与する。	本庁に放射能測定器を2台設置し、市民などから検査申込みのあった食品の放射性物質を無料で測定する。	継続
4	保育課	給食食材放射能測定	安心、安全な給食を提供するために、市内保育施設等の給食食材の放射能測定を実施する。	毎週1回、給食食材の一部の放射能測定を実施する。	継続

2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
1	農務畜産課	食育月間の制定	市食育条例に基づき食育月間の制定を行う。	食育月間を設定し、市民の食育に対する意識の向上を図る。	新規

令和3（2021）年度
那須塩原市食育・地産地消推進計画 年次報告書
令和4年10月

発行・編集 那須塩原市 産業観光部農務畜産課

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2
TEL：0287（62）7147 FAX：0287（62）7223
E-mail: noumuchikusan@city.nasushiobara.lg.jp